

居宅介護サービス契約書

〔☐訪問介護 ☐予防介護 ☐行動援護
☐障害者総合支援

(甲)利用者 (乙)事業者

(契約の目的)

第1条 乙は、介護保険法等関係法令及びこの契約書に従い、甲に対し、甲が可能な限り居宅においてその能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、居宅介護サービスを提供します。

2 甲は、乙から居宅介護サービスの提供を受けたときは、乙に対し、利用料自己負担分を支払います。

(契約期間)

第2条 この契約期間は令和 年 月 日から要介護認定有効期間の満了日までとします。

2 上記契約期間満了日の30日以上前に甲から更新解除の申し出がない限り、この契約は自動更新するものとします。

3 甲から更新解除の意思表示された場合は、担当の介護支援専門員等に連絡を取り、必要な措置を取ります。

(居宅サービス計画変更の援助)

第3条 乙は、甲が居宅サービス計画（ケアプラン）の変更を希望する場合は、速やかに介護支援専門員に連絡するなど必要な援助を行います。

(サービス内容の変更)

第4条 甲は、いつでも介護サービスの内容を変更するよう申し出ることができます。乙は甲からの申し出があった場合、第1条に規定する居宅介護サービス契約の目的に反するなど変更を拒む正当な理由がない限り、速やかに介護サービスの内容を変更します。

2 介護サービス内容を変更した場合、甲と乙とは、利用サービス変更合意書を交わします。

(介護保険の適用を受けないサービスの説明)

第5条 乙は、その提供する介護サービスのうち、介護保険の適用を受けないものがある場合には、特にその介護サービスの内容及び利用料を説明し、甲の同意を得ます。

(甲の解約権)

第6条 甲は、乙に対し、いつでもこの契約の解除を申し入れることができます。この場合には、3日以上予告期間をもって届け出るものとし、予告期間満了日に契約は解除されます。

(甲の解除権)

第7条 甲は以下の場合には、直ちにこの契約を解除できます。

- 一 乙が正当な理由なく、本契約に定める介護サービスを提供せず、甲の請求にもかかわらず、これを提供しようとししない場合。
- 二 乙が、第12条に定める守秘義務に違反した場合。
- 三 乙が、甲の身体・財産・名誉等を傷つけ、または著しい不信行為を行うなど、本契約を継続しがたい重大な事由が認められるとき。

(乙の解除権)

第8条 乙は、甲が故意に法令違反その他著しく常識を逸脱する行為をなし、乙の再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、この介護サービス利用契約の目的を達することが著しく困難となった時は、文書により、2週間以上の予告期間をもって、この契約を解除します。

2 乙は、前項によりこの契約を解除する場合には、担当の介護支援専門員に連絡を取り、必要な措置を講じます。

(利用料の滞納)

第9条 甲が、正当な理由なく乙に支払うべき利用料の自己負担分を3ヶ月以上滞納した場合には、乙は甲に対し、1ヶ月以上の期間を定めて、期間内に滞納額の全額の支払いがない時は、この契約を解除する旨の催告をすることができます。

2 乙は、前項の催告をした場合には、甲担当の介護支援専門員と連絡を取り、必要な措置を講じます。

3 乙は、前項の措置を講じた上で、甲が第1項の期間内に滞納額の支払いをしなかったときは、文書を持ってこの契約を解除することができます。

(契約の終了)

第10条 次の各項のいずれかに該当する場合には、この契約は終了します。

- 一 甲が死亡した時。
- 二 第6条に基づき、甲から解約の意思表示がなされ、予告期間が満了した時。
- 三 第7条に基づき、甲から契約の解除の意思表示がなされたとき。
- 四 第8条に基づき、乙から契約の解除の意思表示がなされ、予告期間が満了した時。
- 五 甲が介護保険施設へ入所した場合。
- 六 甲の要介護状態区分が、自立又は、要支援とされた場合。

(損害賠償)

第 11 条 乙は、甲に対する介護サービスの提供にあたって、甲又は甲の家族の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、速やかに甲又は甲の家族に対して損害を賠償します。但し、乙に故意過失がなかった場合はこの限りではありません。

2 前項の場合、甲又は甲の家族に重大な過失がある場合は、賠償額を減額することができます。

(個人情報の保護)

第 12 条 乙は、利用者等の個人情報を適切に取り扱うことは、介護サービスに携わる者の重大な責務と考え、乙が保有する利用者等の個人情報に関し適正かつ適切な取扱いに努めるとともに、広く社会からの信頼を得るために、自主的なルール及び体制を確立し、個人情報に関連する法令その他関係法令その他関係法令及び厚生労働省のガイドラインを遵守します。

一 乙及び乙の従業員は、正当な理由なくその業務上知り得た甲及び甲のご家族の秘密を漏らしません。

二 乙及び乙の従業員であった者は、退職後も正当な理由なくその業務上知り得た甲及び甲のご家族の秘密を漏らしません。

三 乙は甲が医療上緊急の必要がある場合又は、サービス担当者会議等が必要がある場合に限りあらかじめ甲もしくは甲のご家族からの文書による同意を得た上で必要な範囲内で甲又は甲のご家族の個人情報を利用します。

2 乙が委託をする医療・介護関係事業者は、業務の委託に当たり、個人情報保護法と厚生労働省ガイドラインの趣旨を理解し、それに沿った対応を行う事業者を選定し、かつ個人情報に係る契約を締結した上で情報提供し、委託先への適切な監督をします。

(苦情処理)

第 13 条 甲又は甲の家族は、提供された介護サービスに不満がある場合、いつでも別紙重要事項説明書記載の苦情申立期間に、苦情を申し立てることができます。

2 乙は、甲に提供した介護サービスについて、甲又は甲の家族から苦情の申し出があった場合は、迅速、適切に対処し、サービスの向上、改善に努めます。

3 乙は、甲が苦情申立を行った場合、これを理由としていかなる不利益な扱いもいたしません。

(サービス内容等の記録作成・保存)

第 14 条 乙は、甲に対してサービスを提供するごとに、当該サービスの提供日、内容及び介護保険から支払われる報酬等の必要事項を、所定の書面に記載します。

2 乙は、一定期間ごとに、目標達成の状況等を記載した記録を作成して、甲に説明のうえ提出します。

3 乙は、介護サービスの提供に関する記録を整備し、完結日から 5 年間保存します。

4 甲は、乙に対し、いつでも第 1 項、第 2 項に規定する書面、その他のサービスの提供に関する記録の閲覧・謄写を求めることができます。ただし、謄写に際しては、乙は甲に対して、実費等額を請求できるものとします。

(裁判管轄)

第 15 条 甲と乙は、本契約に関してやむを得ず訴訟になる場合は、甲の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることをあらかじめ合意します。

(契約外条項)

第 16 条 本契約に定めのない事項については、社会保険法等関係法令の定めるところを尊重し、甲及び乙の協議により定めます。本契約を証するため、甲乙は署名又は記名押印のうえ本契約書を 2 通作成し、甲乙各 1 通保有します。

令和 年 月 日

(甲) 私は、この契約書に基づく居宅介護サービスの利用を申し込みます。

サービス利用者	住 所	署名代行 者	住 所
	お名前 ㊞		お名前 ㊞
	電 話		電 話
			署名代行 の理由

(乙) 私は、居宅介護サービスの事業者として、甲の申し込みを受託し、この契約書に定める各種サービスを、誠実に責任をもって行います。

事業者	住 所 川崎市高津区諏訪 1-8-3	
	事業者名 有限会社アズサケアサービス	電 話 044-833-6567
	代表者 関口 里恵	事業者番号 1415300552